

## 社会福祉法人みつわ会評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みつわ会（以下「本会」という。）の定款第22条、に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の額)

第2条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬を別表2に基づき支給し、本会の給与規定に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

### (報酬支払方法)

第3条 定款第8条、定款第22条に関わらず評議員、役員の報酬、費用等は無報酬とする。

### (規定の改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員の決議を経て行う。

### (補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規定は、平成30年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	3,000円	9,000円	63,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事	3,000円	9,000円	54,000円
理事長	5,000円	15,000円	45,000円
監事	5,000円	10,000円	20,000円